

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○大学分科会

大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（平成 28 年 10 月 26 日）・・・ 3



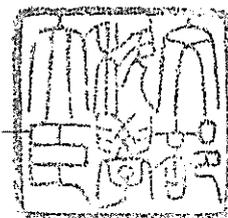
28文科高第674号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部を改正する省令の制定について

平成28年10月26日

文部科学大臣 松野 博



(理由)

「日本再興戦略2016-第四次産業革命に向けて- (平成28年6月2日閣議決定)」等において、地域医療連携推進法人制度を活用した他の病院との一体的経営を志向する附属病院の大学からの別法人化を可能とすることが求められている。

このこと及び附属病院は医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な施設として大学設置基準に規定されていることを踏まえ、別紙のとおり大学設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

大学設置基準改正要綱

- 一 医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限り、医療法（昭和23年法律第205号）第70条第1項に規定する参加法人が開設する病院を、附属病院に含むこと。

- 二 平成29年4月2日から施行すること。

(参考1)

「大学設置基準第39条第1項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める件」要綱

一 医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合が、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 当該学部を置く大学の設置者が、病院を開設する法人と、当該学部の教育研究に必要な当該病院の機能の確保に係る協定を締結していること。
- 2 病院を開設する法人が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 1の協定を遵守して病院を開設することを主たる目的とするものであること。
 - ロ 1の協定の遵守について必要な事項を当該法人の定款その他の基本約款で定めているものであること。
- 3 当該学部の教育研究の円滑かつ確実な実施が見込まれること。

二 平成29年4月2日から施行すること。

(参考2)

「日本再興戦略 改訂 2014 -未来への挑戦-」

(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) (抄)

○ 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

(略) 大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講ずることを前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、(略) 年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

「日本再興戦略 2016 -第四次産業革命に向けて-」

(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) (抄)

○ 「地域医療連携推進法人」制度の具体化

複数の医療法人等の一体的経営を可能とする「地域医療連携推進法人」制度の創設等を盛り込んだ医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）の成立を受け、来年 4 月の施行に向けて、使い勝手の良い制度となるよう政省令等の整備を進める (略)。

また、他病院との一体的経営を志向する大学附属病院の大学からの別法人化についても、「地域医療連携推進法人」制度と同時に円滑にスタートできるよう、本年中に必要な制度改正を行うとともに、関係者と連携して着実に準備を進める。

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 27 年 2 月 25 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 27 年 2 月 25 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 27 年 2 月 25 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	<p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p>
初等中等教育分科会	<p>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>